

令和8年3月23日

新入生 保護者様

錦城学園高等学校
校長 及川 勝義

色覚検診について

色覚検査は、2002年3月の学校保健法施行規則改正により検査の施行義務がなくなり、2003年以降ほとんどの学校で検査が実施されなくなりました。

色覚検査が事実上廃止されてから、色覚異常の児童生徒が自身の色覚特性を知らないことで、学校生活や進学・進路に関わる様々なトラブルが顕在化してきました。これらのことから、文部科学省より2016年度から色覚検診を推進する指導強化の内容が示され、保護者に対し先天性色覚異常の周知を図り、希望者に検査を行うこととなりました。

色覚検査は、視力検査と違い検査結果が変わることがないことから、本校では入学年度に、小中学校等で色覚検査を受けたことがなく、また検査を希望される方を対象に、色覚検査表を用いたスクリーニング検査を実施しています。

これまで検査を受けたことがなく、検査を希望される方は、本校ホームページのインフォメーションから「未検査者対象【色覚検査申込書】」をダウンロード・印刷をしていただき、必要事項を記入の上、4月6日(月)入学式に他の保健関係書類と併せてご提出ください。検査結果については保護者に封書にてお知らせします。

なお、すでに小中学校等で検査を実施されている方は対象外となります。